



特集

ラジオ業界の挑戦 …… 2

～「シェアラジオ」は浸透するか～

「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて …… 4

～広告型ストーリーミング・サービスを巡る欧米の動き～

CPRA ニュース

VOL. 83

JAN. 2017

CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

褻にも晴にも

Nomura Man

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長

野村 萬

狂言「舟ふねふな」の中に、「褻けにも晴はれにも歌一首」という台詞があります。「晴」は非日常の場を、「褻」はそれ以外の日常を指し、どのような場面であっても同じ歌しか詠めないということを揶揄する言葉であります。

古来、我が国では、「褻」と「晴」の日を明確に区別し、その行き来の中で暮らしてきました。正月や盆のような年中行事あるいは結婚式のような公の儀式においては、普段とは異なる衣服を身に着け、酒や赤飯などの特別な食事をし、常とは異なる時間や空間の中で過ごすことで、労働と休息を繰り返す日常生活に変化を与えていたのです。

ところが、明治以降、生活習慣が変化し「褻」と「晴」との区別は曖昧になってきました。しかし本来、褻と晴はどちらか一方のみで在り得るものではありません。陰と陽しかり、静と動しかり、対照的な要素が共に

在ることによってそれぞれの美点があざやかに立ち上がり、互いに影響を及ぼし合うことで物事は深みを増すものです。能楽においても、詩情豊かな能と和楽の心の狂言が共に演じられ、対比されることで、その世界がより豊かなものになっています。

晴れの舞台という言葉があるように、芸能は古くから非日常の時間を生きるものとして、人々の生活の中に在り続けてきました。その「晴」の舞台は、日々の厳しい修業、地道な研鑽の先に初めて実現するものです。そして、実演家、実演芸術が社会において大輪の花を咲かせるための「褻」の土壌づくりこそ、芸団協の果たすべき役割であると存じます。

能の大成者である世阿弥は、その著『花鏡』の中で、「初心忘るべからず」という言葉を残しています。一般には思い立った当時の志を常に心に留めよとの意味で知られています

が、世阿弥は、若い頃の「初心」だけでなく、「時々の初心」と「老後の初心」についても忘れてはならないと説いています。すなわち、人生の節目節目において、また老境に至ってもなお、己の未熟さを顧みよとの戒めなのです。

芸団協が、実演家著作隣接権センター(CPRA)による著作隣接権事業と、芸能花伝舎を拠点とする実演芸術振興事業の二つを組織運営の柱に据え、公益社団法人として歩み始めて、今年で五年となります。実演家および実演芸術を取り巻く環境は目まぐるしく変化し続けておりますが、いま一度初心に立ち返り、文化芸術のさらなる発展のためなお一層力を尽くしていかねばならないと思いを新たに致しております。今後とも御指導御鞭撻を賜りますよう心より御願ひ申し上げ、新年の御挨拶と致します。

ラジオ業界の挑戦

～「シェアラジオ」は浸透するか～

昨年10月、radikoが新機能「タイムフリー聴取」と新たな聴取文化「シェアラジオ」の実証実験を開始した。楽天のインターネットラジオ「Rakuten.FM」、第三の放送「i-dio」、難聴・災害対策として始まったワイドFMの拡大など、近年、改革の動きが活発になっているラジオ業界のリスナー拡大に向けた挑戦を取り上げる。

企画部広報課
小泉美樹

ラジオ業界の動き

近年、ラジオ業界では改革の動きが活発になっている。2016年6月、TBSラジオがPodcastへの配信を終了し、新サービス「TBSラジオクラウド」に移行。2016年7月1日には、楽天がインターネットラジオ配信プラットフォーム「Rakuten.FM」を提供開始。同日グランドオープンを迎えた「i-dio」内で、TOKYO FMグループ企業などとの協業で「Crimson FM」の放送もスタート

図1 ラジオをめぐる近年の動き

2010年 3月	IPサイマルラジオ協議会が「IPサイマルラジオ」実用化試験配信開始
12月	「radiko.jp」本配信開始
2014年 4月	ラジオがエリアフリー聴取が可能な「radiko.jpプレミアム」を開始
2015年 12月	在京AM3局がワイドFMを開始
2016年 3月	● デジタル放送サービス「i-dio」試験放送開始 ● 在阪AM3局がワイドFMを開始
6月	「TBSラジオクラウド」サービス開始
7月	● 「i-dio」グランドオープン ● 楽天がインターネットラジオ配信プラットフォーム「Rakuten.FM」提供開始
10月	ラジオがタイムフリー聴取と「シェアラジオ」の実証実験スタート

した。「i-dio」は、地上アナログテレビ放送終了後に空いた周波数帯V-Low (99MHz～108MHz)を利用するデジタル放送サービス。音声だけでなく映像やデジタルデータなども送ることができ、「第三の放送」として注目される。チューナーを内蔵したスマートフォンが発売されているほか、外部チューナーを接続すればそれ以外のスマートフォンでも受信可能だ。現在は東京・大阪・福岡を中心とするエリアで提供されているが、今後も順次拡大するとしている。

2016年12月には、ワイドFM (FM補完放送) が一周年を迎えた。ワイドFMは、AMの番組をFMラジオで聴くことができるもので、難聴対策や災害対策を目的として始まった。AMラジオ局の電波は地表を流れ、高層ビルや山などの障害物に遮られやすい。また、電波塔の多くは平地に設置されており、災害時の影響が懸念される。そこで、高台などから放送ができるFM放送用の周波数を新たに割り当て、その帯域を利用することで、AM放送が入りにくい場所や災害時にも聴くことができる。2015年にTBSラジオ、文化放送、ニッポン放送の在京3局でスタートし、2016年12月現在、全国の民放AMラジオ47局中26局が放送を行っている。

ラジオの実証実験

そして2016年10月11日、「radiko.jp」(ラジオ)の「タイムフリー聴取機能」の実証実験が始まった。放送済みの番組を、放送後一週間いつでも遡って聴くことができるというもの。初めに再

生ボタンを押してから3時間に限り、何度でも再生することができる。

ラジオには各局の本来の放送エリアを超えて番組を聴くことができる有料のプランもあるが、今回追加されたタイムフリー聴取機能は無料で、登録も不要だ。そのような形を採った理由について、株式会社radikoの青木貴博業務推進室長は「できるだけハードルを低くするため」と話す。「タイムフリー聴取機能の最大の目的は、ラジオリスナーの数を増やすこと。そのためには、とにかくラジオ番組というものに接してもらわないと始まらない。とにかく広げるといところが最優先なので、『お金が必要ならいいや』『登録が必要ならいいや』という人を生みたくなかった」という。

新規リスナーの獲得は、ラジオ業界全体の課題でもある。「リアルタイムの放送では、新しいリスナーを獲得することが難しくなっている。深夜に面白い番組をやっている、生活スタイルを変えてまで聴いてもらうのはハードルが高い。遡って好きな時間に聴くことができれば、ラジオ番組の聴取機会を醸成できる」と青木氏は言う。ラジオは2010年3月に実用化試験配信、同年12月に本配信を開始して以来、「ラジオのメディア価値の向上」を目的として掲げてきた。「より多くの人に聴いてもらうということが、メディアの価値を高めることになる」(青木氏。以下同)

ここ数年、ラジオのユニークユーザーは月1,000万～1,200万人を推移しており、実証実験の始まった10月11日から月末までの調査では、全体の10%強となる150万人がタイムフリー聴取機能

を利用した。タイムフリーでは、ワイド番組よりもアーティストや芸人の番組が多く聴かれている。「あくまでも感覚値ではあるが、おおよそ予想通りの状況」と青木氏は言う。

この実験の開始にあたり、(株)radikoは一般社団法人日本民間放送連盟(民放連)ラジオ委員会と連名で「ラジオ業界の発展を目指して」と題した声明を発表。タイムフリー聴取機能を活用することによって、同委員会の提唱する新しい聴取文化「シェアラジオ」の実現を目指すとしている。実証実験の開始に伴いリニューアルされた聴取画面には好きな番組の好きな時点へのリンクを簡単に共有できる「シェア」ボタンが設置され、ユーザーは、TwitterなどのSNS上に投稿されたリンクから、そのまま番組の聴取画面を開くことができるようになった。

ラジオが次に目指すもの

今回のリニューアルでは、新しい機能の追加以外に、検索の使い勝手も強化されている。インターネットの検索エンジンのように、キーワードを入力している途中で、予測される候補が逐次表示されるようになった。番組名や出演者を正確に覚えていなくても、聴きたい番組を見つけられる仕組みだ。「タイムフリーが始まると、今まで以上に新しく番組を聴こうというモチベーションが増すはず。検索できなかったばかりに、諦められてしまっていたくない」との思いから、コストをかけて検索機能の充実に踏み込んだ。リニューアル後、検索機能の利用数は月約300万回に倍増したという。

ラジオは、「難聴取エリアの解消」「ラジオの聴取機会の拡大」「若年層の掘り起こし」を掲げ、2010年3月に実用化試験配信、同年12月から本配信を開始した。2016年9月時点で全国83のラジオ局と放送大学が参加している。無料でのエリア限定配信に加えて、2014年から始まった有料のエリアフリー聴取、今回のタイムフリー聴取によって、地

域と時間の壁を越えてきたラジコ。次の段階として、青木氏はレコメンド機能を挙げる。「『この番組を好きな人はこれも』と薦めるような機能ができたらいと思っています。薦められた時に、その番組の直近の放送を聴いてもらえる体制は整ったわけなので」

そのためには、現在のエリアフリー聴取が可能なプレミアム会員だけでなく、無料の会員登録制度が必要になってくる。また、レコメンドの精度の向上のためには、番組タイトルや出演者名、放送予定の内容だけでなく、番組で実際に話されたトピックや紹介されたものなど「後メタ」と呼ばれる事後情報の充実も不可欠だ。

ラジオの可能性

総務省の調査によれば、2015年にはスマートフォンを保有している個人の割合が初めて50%を上回った。特に20～29歳、30～39歳は約90%、13～19歳も80%近くになっている*。「受信できるデバイスを多くの人が持ち歩いているというのはラジオの強み」と青木氏は指摘する。

また、ラジオは熱心なファンを多く獲得している。定期的に行っているユー

図2 ラジコ (iOS版アプリ) の検索画面



ザーアンケートには、毎回多くの回答が寄せられる。現在集計中の第9回では、2週間でおおよそ4万2000件の回答が集まった。「開始当初、一番多かったのが、エリア外の放送を聴きたいという声だった」という。エリアフリーの導入後は、遡って聴きたいという声が増えた。「ユーザーの意見と呼応するように、機能が拡大してきた形」と青木氏は言う。

「番組制作者が丹精込めてつくった番組を、ひとりでも多くの方に届けたい。ラジオ番組への接触の拡大は、番組内で流れる音楽への接触の拡大にもつながる。音楽業界のお手伝いにもなるのではないかと期待している」

現在、総務省の有識者会議では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、テレビ放送の常時同時配信について検討を進めている。テレビのネット同時配信に向けた議論の行く末を占う上でも、ラジオ業界の挑戦は、今後も注目されるだろう。

*総務省「平成27年通信利用動向調査の結果」(2016年7月22日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000099.html

【参考】株式会社radiko、一般社団法人民間放送連盟ラジオ委員会「ラジオ業界発展を目指して」http://radiko.jp/newsrelease/pdf/20160926_001_pressrelease.pdf

「バリュー・ギャップ」問題の解決に向けて ～広告型ストリーミング・サービスを巡る欧米の動き～

音楽産業にとって2015年は二つの意味で記念すべき年となった。一つはレコード産業の世界総売上が1998年以来の顕著なプラス成長となったこと、そしてもう一つは有料音楽配信の収益が初めてCD等のパッケージ売上を上回ったことである。

インターネットを通じた音楽の利用が音楽産

業収益のほぼ半分を占めるようになった現在、消費者が音楽を享受する総量と比べて、音楽業界が正当な報酬を得られていない「バリュー・ギャップ (value gap)」の問題が、とりわけYouTubeなどの広告型ストリーミング・サービスで顕在化している。この問題解決に向けた欧米の動きを紹介する。

企画部広報課
榎野睦子

バリュー・ギャップの実態

YouTubeに代表される広告型ストリーミング・サービスの成長率は著しく、2014年には63%、2015年には101%もの伸びを見せたが、そこでの音楽利用に対し音楽産業が得た収益の伸びは2014年には34%、2015年には31%に留まっている。

IFPI (国際レコード産業連盟)が公表した「Music Consumer Insight Report 2016」によれば、YouTubeは最も利用されている音楽サービスであり、その利用者の82%、とりわけ16歳から24歳の利用者の93%が音楽視聴のために同

サイトを利用している。

IFPIの調査によれば、サブスクリプション型サービスも行うSpotifyは利用者一人につき20米ドルを音楽産業に対し支払っているが、YouTubeは利用者一人当たり0.72米ドルしか支払っていない(ただし、Spotifyは2013年実績の金額で、YouTubeは2014年実績の金額)。このように利用に比して非常に少ない額しか音楽産業に支払われないため、2015年には、広告型サービスからの収益がアナログレコードからの収益よりも少ないという状況に陥っているという*

このようなバリュー・ギャップの問題に対し、2016年6月、Maroon 5、レディー・

ガガ、テイラー・スウィフトなど180を超えるアーティスト、メジャーレーベル及び集中管理団体が米国議会に対し、「Dear Congress: The Digital Millennium Copyright Act is Broken and No Longer Works for Creators (デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) は破綻しており、もはや創作者のために機能していない)」と題した公開書簡を提出した。この書簡は、著作権法の包括的な見直しを進める下院司法委員会のボブ・グッドラテ委員長へ向けたものと思われる。

ノーティス・アンド・テイクダウン 手続の問題点

2015年4月、下院司法委員会はマリア・パランテ米国著作権局長に対し、著作権法改正に関する著作権局の見解について証言を求めた。この証言の中で、パランテ局長は、著作権法第512(c)条に規定されるDMCAセーフハーバー条項が今日のインターネット環境に適切に対応しているか調査研究を開始すると述べた。米国著作権局は、調査研究の一環として同年12月末から意見公募を行い、9万を超える回答が寄せられた。

セーフハーバー条項とは、一定の条件を満たしたオンライン・サービス・プロバイダが、自分のサイトにアップロードされているものが権利侵害に当たるとの通知を権利者から受けた際、著作権侵害か否かの実体的判断をせず、直ちに削除すれば(ノーティス・アンド・テイクダウン手続)、金銭的賠償責任を負わず、差止も一定の範囲に制限されるという規定のことである。

権利者から出された意見では、セーフハーバー条項は破綻しており、その要因として約20年前にできたこの手続が、大量に無許諾でコンテンツがアップロードされている現状に対応できていないことを第一に挙げている。その上、裁判所がプロバイダに有利な判断をしたことで状況はさらに悪化していると指摘している。

それでは、プロバイダに有利な裁判例とはどのようなものなのか。権利者

の意見によれば、本来受動的で中立的なプロバイダだけが対象のはずなのに、裁判例により、違法にアップロードされたコンテンツで利用者を増やし、データ検索や広告販売を行うことで経済的利益を得ているプロバイダまでもセーフハーバー条項を享受するようになってしまった。また、権利者から通知がなくても、違法なものがアップロードされていると認識して、かつ直ちに削除していなければプロバイダは過失責任が問われるとDMCAでは定められている。この規定について裁判所は、自分のサイトが著作権侵害に利用されているという一般的な認識程度なら問題なく、個別具体的な侵害行為を認識していない限り、責任は問われないと判断した。さらに、権利者は、侵害コンテンツの所在を示すURLを通知しなければならぬとの判決も出された。

これらの裁判例が出されたことにより、プロバイダは積極的に権利侵害対策を講じずに、権利者から通知されたURLの侵害コンテンツのみ削除し、たとえ同じ侵害コンテンツが再アップロードされても全く対応しないようになってしまったのである。権利者にとってノーティス・アンド・テイクダウン手続は負担が重いわりには、成果は上がらないものとなってしまった。極端な場合、プロバイダは著作物利用の事前許諾をあえて求めず、多くのコンテンツをアップロードさせ、利用者を増やし市場における有利な立場を取得してから、権利者とのライセンス交渉に入ることもある。これにより、権利者は自らが正当な報酬を受け取れないばかりか、事前許諾を得ているサブスクリプション型サービスにとって公正な競争環境が失われ、健全なデジタル音楽産業が育たないと主張している。

バリュー・ギャップ解決策は

米国著作権局には、このような問題の解決手段として、著作権教材の作成やノーティス・アンド・テイクダウン手続の自動化、手続実務や利用される

技術の標準化等の意見が出された。そして、権利者側からはノーティス・アンド・テイクダウン手続ならぬ、ノーティス・アンド・ステイダウン手続の法制化が主張されている。具体的にはコンテンツIDのようなフィルタリングシステムを用いて、ユーザーがアップロードする前に選別をする、あるいは権利者から通知を受けた個別のファイルについてサイト内で検索をかけ削除する等といった制度の導入が提案されている。ただし、ノーティス・アンド・ステイダウン手続の要件や、政治的、実務的及び技術的側面に關し懸念の声も大きいという。

一方のEUでは、欧州委員会は、2016年9月に公表した「Commission Staff Working Document-Impact Assessment on the Modernisation of EU Copyright Rules (EU著作権法制の現代化に係る影響評価事務局作業文書)」において、バリュー・ギャップの問題を取り上げている。

作業文書では、解決策として、①権利者とYouTubeのようなサービスとの間で協議を継続すること、②サービスに対して、コンテンツ識別技術のような措置を講じる義務を課し、権利者はコンテンツの識別に必要な情報をサービスに提供し、サービスはその技術に関する情報を権利者に提供すること、という二つの選択肢を提示している。その上で選択肢①では拘束力がなく、市場慣行の改善には不十分であると指摘した。一方選択肢②は、適切な技術の導入により権利者が自らの著作物を管理できるようになり、著作物の利用について交渉する上でより良い立場を得ることができると評価した。さらに、選択肢②によりサービス側が負担する費用についても、導入される技術は相応のものに制限されるし、多くのサービスはすでにコンテンツ識別技術を導入していると指摘し、選択肢②が最良だと結論付けた。

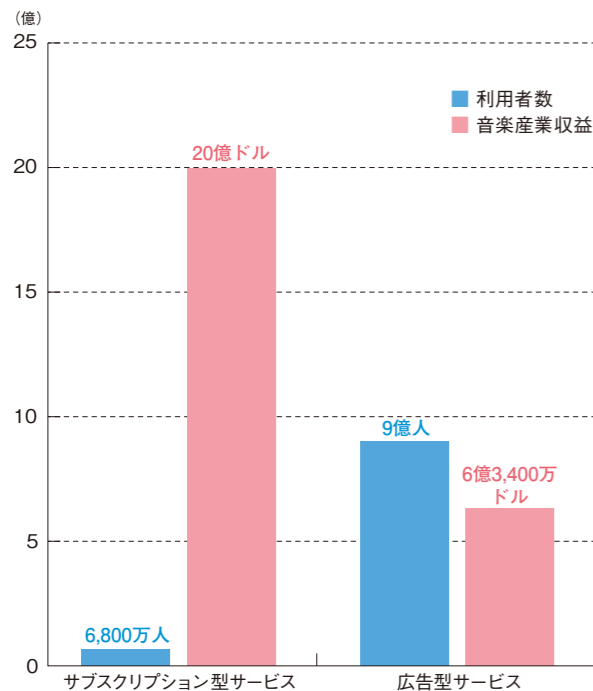
アーティストから米国議会に宛てた公開書簡



この検討を踏まえ、「Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on copyright in the Digital Single Market (デジタル単一市場における著作権指令案)」では、YouTube等プロバイダに対し、権利者との協力の下、著作物等の利用について権利者と締結した契約がきちんと機能するように、あるいは権利者が特定した著作物等を利用させないように、コンテンツ識別技術等の措置を講ずることと規定している。そしてプロバイダは権利者に対し、その措置の機能等について適切な情報を提供し、かつ著作物等の利用を認識した際には報告しなければならないとしている。またこのような対応をしたにもかかわらず、利用者との間で紛争が生じた場合には、プロバイダは加盟国が設ける紛争解決手続を利用することができると規定している。さらに、必要に応じて、加盟国はプロバイダ及び権利者間の協力の円滑化を図らなければならないという努力義務も盛り込んでいる。

米国、EUともに検討は始まったばかりである。今後の進捗を注視していきたい。
*数字は、米国著作権局の意見募集に対して、アメリカレコード協会他18音楽団体の出した共同意見による。

図1 サービス利用者数と音楽産業収益の比較



IFPI 「Global Music Report 2016」より

TO 2020 文化芸術推進フォーラムが「『五輪の年には文化省』宣言と公演～文化芸術の力をすべての人々に～」を開催

芸団協など文化芸術関係団体16団体からなる文化芸術推進フォーラムでは、2020年の文化省創設を目指す「五輪の年には文化省」キャンペーンを展開している。

2011年より提唱してきた文化省創設の気運を高めるため、キャンペーンイベントとして11月12日、新国立劇場中劇場にて、「『五輪の年には文化省』宣言と公演～文化芸術の力をすべての人々に～」を開催し、900名を超える人々が来場した。

第一部の、宣言「五輪の年には文化省」では、芸術界を代表して青柳正規

それぞれから今後に向けての決意が述べられた。最後に、野村萬文化芸術推進フォーラム議長より、文化芸術の持つ多面的な力を生かし、世界平和に貢献する国づくりの要となる文化省創設を求め、運動を開始する宣言がなされた。

舞台中空には華道家・勅使河原茜氏監修による竹のオブジェが飾られ、引き続き、日本劇団協議会加盟劇団の有志24名による謡と観世鍔之丞氏(シテ)の舞により能「高砂」の一場面が上演された。

第二部では、「復興、そして未来への希望」と題して、時代の転換期や困難なときに力を発揮した象徴的なプログラムが上演された。

最後は、総合司会を務めた堺正章氏からの「世界中の人が集まるオリンピックは文化の祭典でもあり、将来にわたって日本文化を発信する文化省を創設してぜひレガシーとしてほしい。文化省創設に向けてがんばりましょう」という力強いコメントで締め括られた。

当日、会場ホワイエでは、文化省創設に賛同する138名の美術家の作品が展示され、「アーティストによる新作オークション」が開催された。本オークションは、11月9日から11日にかけて東京美術倶楽部でも行われ、売上の一部は、熊本地震の被災地へ寄付された。

また、関連イベントとして、11月11日憲政記念館にて、東京・札幌オリンピック映画上映会と篠田正浩監督によ



るトークも行われた。

なお、文化芸術推進フォーラムでは、ウェブ署名を通じた文化省創設への賛同表明を広く一般から求めている。

詳細は文化芸術推進フォーラム特設ウェブサイトをご覧ください。

<https://ac-forum.jp/to2020/>

「第二部 - 復興、そして未来への希望」プログラム

●復興コンサート
「鎮魂、そして希望」
～それは2011年3月26日、仙台から始まった指揮：大井剛史
ソプラノ：幸田浩子
演奏：日本オーケストラ連盟加盟団体有志

●朗読劇
「シュレーディングの猫」より
出演：文学座有志
ピアノ：横山幸雄

●ダンス
「プロメテの火」より
第二景 火を盗むもの／第三景 火の歓喜
出演：プロメテ-佐々木大
人間群—山本裕、林敏秀、鈴木泰介、加藤明志、半田正彦、中西飛希、小川麻里子、北島栄、坂本秀子舞踊団、日本女子体育大学モダンダンス部



氏(前国立西洋美術館館長・前文化庁長官)、郡愛子氏(音楽家)から文化省創設を求めるスピーチがあった。続いて3年間の文化芸術振興議員連盟での検討をふまえ河村建夫衆議院議員(議連会長)、高木美智代衆議院議員、市田忠義参議院議員(議連副会長)、伊藤信太郎衆議院議員(議連事務局長)、浮島智子衆議院議員(議連事務局次長)それ

Pick up

芸団協では、文化芸術の担い手である実演家の声として、文化政策の強化や文化省創設などを訴えていくため、その趣旨に賛同した実演家や文化芸術関係者の署名、写真による応援パネルを作成した。11月12日の新国立劇場の公演会場でお披露目となり、現在芸能花伝舎で展示されている。

このパネルは署名、写真が増えるにつれ、背景の絵の色彩が増えていく仕掛けとなっており、2020年までにすべてが埋まるよう、引続き賛同者を増やしていく予定。



2016年度SCAPR臨時総会開催される

2016年11月3日スペイン・マドリードにてSCAPR臨時総会が開催され、海外徴収分配委員会からは安部次郎、椎名和夫両委員が、事務局からは小島京古海外業務課職員が参加した。

本総会では、3年間を開発期間と定め2014年度よりその開発に着手し、その間各会員団体が高額な開発費用を負担してきたVRDB(作品情報データベース)の現状についての報告および今後会員団体に課せられる作業についての報告があったのち、来年度以降の会費等の負担についての議論が行われた。

まずシステム開発は順調で、すでにアメリカ・イギリスなど8団体による試

験的運用が実施できていることが報告され、残りの団体に対しては「実務研修(4日間計28時間)」が実施されることが決定した。なおこの研修は2016年中に欧米計4か所で行われ、芸団協CPRAは11月29日からカナダ・トロントにて開催される研修に参加することとなった。

また2017年度以降の予算については初期の開発費用の負担がなくなり予算額が抑えられる予定であったものの、依然としてリリース、保守・運用、各団体支援などの経費が膨らんでいるこ



とから今回提案された予算案は見送りとなり、本臨時総会で出された意見や要望を受けてSCAPR事務局でできる限りの減額を検討したうえで次回今年5月のSCAPR総会に再度提案されることとなった。

アジアからの研修生を受け入れ

○マレーシア

昨年度に引き続き、2016年10月17日から21日までの5日間、マレーシア音楽実演家協会(RPM)から職員2名を受け入れて実演家の権利の集中管理に関する研修を実施した。今回は昨年度の研修を踏まえ、さらに学びたい事項を事前に聞いた上で研修内容を組ん

だ。RPMは2015年夏に初めて国内分配を開始したばかりの団体であるため、実務に即した具体的な質問が多く出され、非常に効果的な研修となった。今後もこのような研修等を通じてアジア地域の団体を実務面から支援し、将来的により多くの徴収が実現できるよう努力していきたい。

○APACEプログラム

10月26日、文化庁・アジア地域著作権制度普及促進事業(APACEプログラム)の一環として行われる著作権集中管理団体に関する研修に協力し、カンボジア、クック諸島、ラオス、モルディブ及びミャンマーの5カ国から、著作権担当職員など8名を受け入れた。

本研修は、著作権の集中管理制度の整備及び集中管理団体の設立を検討している途上国を対象として、その支援を目的に実施されている。

講義では、芸団協CPRAの概要に始まり、日本における実演家の権利の概要、徴収及び分配業務について説明した。使用料額の交渉方法、分配額の算出・分配方法など質問は多岐にわたり、有意義な研修となった。



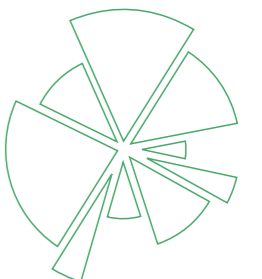
▲APACEプログラム研修生と

海外の契約締結団体あてに使用料等の分配を実施

2016年12月付で契約を締結している海外団体及びエージェントあてに今年度の定例分配を実施した。

海外の団体へは年に一度12月末まで

に使用料等を分配する旨が契約されており、今回は計28団体15エージェントに対し、約5億円の分配となった。



松武秀樹

芸団協CPRA運営委員、
一般社団法人 演奏家権利処理合同機構MPN副理事長

東京オリンピック・パラリンピック競技大会がいよいよ3年後に開催されます。日本文化の魅力を世界に発信する絶好の機会と様々な文化プログラムがスタートしています。文化が社会・経済に果たす役割について注目が集まる一方、文化庁の京都への全面的な移転が政府で検討されています。そのような中、芸団協CPRAも参加する文化芸術推進フォーラムでは、「五輪の年には文化省」を合い言葉に、文化を国の政策の中心に据え、真の「文化芸術立国」を実現するため、文化省の創設実現に向け働きかけています。

このような流れもあってか、文化芸術振興議員連盟を中心に2001年に制定された文化芸術振興基本法見直しの動きが出ています。文化芸術推進フォーラムは、文化芸術振興の基本施策について規定した第8条を、個別事業の支援ではなく、文化芸術の持続性に重点を置いた「継承、創造、保存、普及への支援」に変えること等を主張しています。

昨年の新語・流行語大賞にノミネートされたことが記憶に新しい「レガシー」ですが、IOCによれば、レガシーとは「長期にわたる、特にポジティブな影響」を意味するのだそうで、文化を担う実演家とその実演に対し適切な対価を得て、自らの活動に誇りを持ち、新しいことに積極的にチャレンジできる土壌がなければ、次世代は育っていかず、世界に誇る日本の文化もやがて枯渇してしまうでしょう。私的録音録画補償金制度の事実上の機能停止やインターネットでの音楽利用に比して増えない実演家の収入、コンサート会場の不足…。様々な逆風に負けず、未来の実演家につながる「レガシー」を残すべく、「DがB」で実演家の声を広く社会に届けていくのが芸団協CPRA広報の役割ではないかと思ひ2017年も躍進する「CPRAnews」をどうぞよろしくお願い申し上げます。

NHKテレビ放送の常時同時配信についてヒアリング実施

12月13日、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会（第13回）」が開催され、NHK、民放連、日本新聞協会に対し、NHKテレビ放送の常時同時配信の実施等に関するヒアリングが行われた。NHKからは東京五輪・パラリンピックに向けて、2019年には本格的なサービスを開始し、段階的に拡充することを想定している、との説明があった。また、その財源として、このサービスを実際に「視聴しうる環境」を作った人に負担してもらうのが適当であり、単にパソコン・スマートフォン等を持っているだけで負担してもらうことは考えていない、また、すでに受信契約を結んでいる世帯の構成員は、追加負担なしで利用できるのが妥当との見解を示した。一方、民放連からは、国民的な議論が不十分であり、拙速な議論や制度改正は避けるべきである、等の意見が述べられた。現在、法令上NHKテレビ放送の常時同時配信は認められておらず、総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、同時配信の試験的な提供を行うことのみが認められている。

文化審議会が答申を公表

11月17日、文化審議会は「文化芸術立国の実現を加速する文化政策―『新・文化庁』を目指す機能強化と2020年以降への遺産創出に向けた緊急提言―」を文部科学大臣に答申した。本答申は、文化庁の京都への全面的な移転と東京五輪・パラリンピックを契機とした文化プログラム推進によるレガシーの創出という二つの課題を踏まえて集中審議の上、とりまとめられた。

まず文化政策の目指すべき姿として、①子供から高齢者まであらゆる人々の文化芸術活動の一層の振興、②新しい文化の創造、③社会的・経済的価値等への波及による文化芸術活動の好循環の創出、④世界水準の文化芸術の創造と世界への発信・交流、⑤文化芸術の担い手が継続的に活動できる環境の整備を挙げている。その上で、今後の方向性として、第一に、AIなど科学技術を

活用した文化芸術及びデザイン、工芸、食文化等文化政策の対象を幅広く捉えることとしている。次に文化活動の基盤を整える観点から様々な方向性を示し、その中で文化芸術振興のために必要な国・地方予算の確保が極めて重要だが、それだけでなく、寄付文化の醸成や税制の改善等多様な財源の確保が必要としている。最後に文化政策形成機能や推進体制を強化するため、関連分野との連携を強化し、政策を総合的に調整、推進していくための関係省庁会議の設置、調査研究及び政策立案の充実、文化行政における専門人材の確保並びに文化政策の基盤となる基本計画の策定等を提言している。

「教育利用に関する著作権等管理協議会」設立

12月2日、「教育利用に関する著作権等管理協議会」が設立された。この協議会には書籍や美術関連の権利者団体を中心に、芸団協他教育分野等に関係する37団体が参加しており、日本写真著作権協会の瀬尾太一氏が座長を務める。

現在、文化審議会著作権分科会ではICT（情報通信技術）を有効活用した教育の情報化と著作権法についての議論が進展しており、この協議会は、「教育に関する著作物の円滑な利用と著作権者の権利保護を両立させるバランスの良い制度を実現するために、許諾窓口の更なる整備と、適切な制度の受け皿設置に向けて協議すること」を目的として掲げている。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

CPRA NEWS VOL.83 通巻83号 2017年1月1日発行

発行 / 実演家著作隣接権センター 編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター (CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F

TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614

<http://www.cpra.jp>

